

令和4年度 霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー障害者福祉基礎研修実施要綱  
霧島市地域密着型サービス事業者連合会

1. 研修の目的

現在、「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー（LSW）」は「まちかど介護相談所」と称し高齢者に対し24時間365日の地域での生活支援の機能を活用し、総合相談機能や地域の関係づくり、集まり場づくり、虐待への緊急対応など生活を継続するうえでの「安心」を支援するための拠点となりその地域に密着したセーフティネットを構築し、かつ、個々の介護職員としての資質の向上を図っている。

総合相談対応の中で、高齢者家庭において障害者が同居しているケースもあり、身近な地域において、高齢者本人のみならず障害者の方の相談も対応できることが望ましい。そこで、この研修を通して障害者福祉に対する知識を習得する。

2. 研修の名称 「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー障害者福祉基礎研修」

3. 実施場所・研修期間

実施場所：霧島市国分総合福祉センター 3階 大会議室 他  
〒899-4332 鹿児島県霧島市国分中央3丁目33-10  
電話：0995-45-1557

2回目以降 霧島市国分公民館  
〒899-4332 鹿児島県霧島市国分中央3丁目45-1  
電話：0995-64-0920

実施期間：令和4年10月14日(金)～令和4年11月25日(金)

4. 受講対象者

(1)または(2)にあてはまる者

- (1) 現在、霧島市地域包括ケアライフサポートワーカーとして活動している者
- (2) 研修全課程をすべて受講できる者

6. 募集人員 25人（申込者多数の場合、受講できない場合があります）

7. 受講料

5,000円

8. 養成後の地域包括ケア・ライフサポートワーカーの役割

研修修了時に、ライフサポートワーカー障がい者基礎研修の終了者は修了証及び霧島市の「ライフサポートマスター認定証」または「ライフサポートスーパーバイザー認定証」を授与し、以下の活動に取り組む。

- (1) 身近な地域の障害者に関する介護・生活相談援助
- (2) 行政・地域包括支援センター・各関係機関との連携

## 9. 募集案内の方法

霧島市ケア・ライフサポートワーカー在籍事業所へ郵送またはメール、FAX、SNS

## 10. 申込方法等

申込書：別紙「霧島市地域包括ケア・ライフサポートワーカー障害者基礎研修受講申込書」により申込む（直接又は郵送）

申込先：霧島市地域密着型サービス事業者連合会事務局

募集締切：令和4年10月7日（金） 午前中

受講料：締切日までに次の口座まで振り込む（振込手数料は、各事業所負担）

|       |  |
|-------|--|
| 金融機関名 | 宮崎銀行 国分支店 【普通】 17961   |
| 口座名義人 | きりしましちいきみつちやくがたさーびすじぎょうしゃれんごうかい だいひょう くろいわなおふみ<br>霧島市地域密着型サービス事業者連合会 代表 黒岩尚文 |

## 12. 実施主体

霧島市および霧島市地域密着型サービス事業者連合会

【事務局】霧島市地域密着型サービス事業者連合会

地域サポートセンターよいどこい 内

〒899-4346

鹿児島県霧島市国分府中町17番8号

Tel0995-48-8877 fax0995-48-8880

E-mail [yoidokoi@castle.ocn.ne.jp](mailto:yoidokoi@castle.ocn.ne.jp)